(案)

(仮) 新潟市国家戦略特別区域 区域計画

平成 26 年〇月

1	国家戦略特別区域の名称
---	-------------

(仮) 新潟国家戦略特別区域

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称

- (1) 第1号に規定する事業
 - I 農業法人経営多角化等促進事業(法第18条)
 - Ⅱ 農地等効率的利用促進事業(法19条)
 - Ⅲ 地域農畜産物利用促進事業(法26条)
 - IV 国家戦略特別区域農業保証制度
- (2) 第2号に規定する事業
 - ○○○事業(※税制優遇措置を受ける事業)

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- (1) 農家レストランの設置による農業者所得の向上 ○○○○千円 農家レストラン年間売上高 ○○○千円×○○件=○○○○千円
- (2) 農業への企業参入による農業産出額の増加 ○○○○千円 企業参入による農業産出額 ○○○千円×○件=○○○○千円
- 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項
 - (1) 食品機能性表示制度について
 - (2) 雇用労働相談センターの設置について
 - $(3) \bigcirc\bigcirc\bigcirc$

(別紙) 法第2条第2項に規定する特定事業関係

I 農業法人経営多角化等促進事業

1 特定事業の内容及び実施主体に関する事項

(1)特定事業の内容

農業法人経営多角化等促進事業 (※農業生産法人の設立要件の緩和)

(2) 実施主体に関する事項

会社名 有限会社〇〇〇〇

所 在 新潟市○○区○○丁目○○番地

代表者 〇〇〇〇

会社名 有限会社○○○○

所 在 新潟市○○区○○丁目○○番地

代表者 〇〇〇〇

2 特定事業ごとの規制の特例措置の内容

当該区域計画に定められた区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、(2)に規定する実施主体(特例農業法人)が当該区域計画内にある農地等について農地法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合には、同条第2項(第2号及び第4号に係る部分に限る)の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。

3 その他特定事業に関する事項

(1) 実施区域 新潟県新潟市

Ⅱ 農地等効率的利用促進事業

1 特定事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 特定事業の内容

農地等効率的利用促進事業 (※農業委員会と市町村の事務分担)

(2) 実施主体に関する事項

組織名 新潟市

所 在 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

代表者 新潟市長 篠田 昭

組織名 新潟市北区農業委員会

所 在 新潟市北区

代表者 会長 首藤 正男

組織名 新潟市中央農業委員会

所 在 新潟市中央区

代表者 会長 大倉 芳秋

組織名 新潟市秋葉区農業委員会

所 在 新潟市秋葉区

代表者 会長 小倉 栄造

組織名 新潟市南区農業委員会

所 在 新潟市南区

代表者 会長 花岡 正英

組織名 新潟市西区農業委員会

所 在 新潟市西区

代表者 会長 田巻 義之

組織名 新潟市西蒲区農業委員会

所 在 新潟市西蒲区

代表者 会長 亀山 昇

2 特定事業ごとの規制の特例措置の内容

市長と(2)に規定する農業委員会との間で、当該区域計画に定められた 区域内にある農地であって、当該農業委員会が管轄するものについての農地 法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る当該農業委員会の事 務の全部又は一部を市長が行うことについて合意がされた場合には、市長が その事務を行う。

3 その他特定事業に関する事項

(1) 実施区域 新潟県新潟市

Ⅲ 地域農畜産物利用促進事業

1 特定事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 特定事業の内容

地域畜産物利用促進事業 (※農家レストランの設置要件の緩和)

(2) 実施主体に関する事項

会社名 有限会社○○○○

所 在 新潟市○○区○○丁目○○番地

代表者 〇〇〇〇

会社名 株式会社〇〇〇

所 在 新潟市○○区○○丁目○○番地

代表者 〇〇〇〇

2 特定事業ごとの規制の特例措置の内容

- (2) に定める実施主体が、次に掲げる要件の全てを満たす施設を設置する際は、農振法第3条第4号の農林水産省令で定める農業用施設とみなす。
 - 1) 当該区域計画に定められた区域内にあること。
 - 2) 多数人に対して、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該 施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物を主 たる材料として調理して提供するものであること。
 - 3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理するものであること。

3 その他特定事業に関する事項

(1) 実施区域 新潟県新潟市

Ⅳ 国家戦略特別区域農業保証制度

- 1 特定事業の内容及び実施主体に関する事項
 - (1) 特定事業の内容

国家戦略特別区域農業保証制度 (※農業への信用保証制度の適用)

(2) 実施主体に関する事項

会社名 新潟県信用保証協会

所 在 新潟市中央区川岸町1丁目47番地1

代表者 武藤 克己

- 2 特定事業ごとの規制の特例措置の内容
- 3 その他特定事業に関する事項
 - (1) 実施区域 新潟県新潟市